

公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第54条の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学(以下「法人」という。)に勤務する事務職員(就業規則第2条第1項第1号に規定する職員。以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料等の決定)

第2条 理事長は、この規程に定めるところにより、職員の給料その他の給与を決定しなければならない。

(給料)

第3条 給料は、就業規則第31条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は給与に含まれない。

(給料表)

第4条 給料表は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 3 理事長は、すべての職員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付し、当該給料表により、職員に給料を支給しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、就業規則第19条第2項ただし書きに該当する職員を就業規則第6条の規定により採用する場合の給与の額は、理事長が別に定める。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の級の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給は、同項に

規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものにあつては、3号給）とすることを標準として、理事長が別に定めるところにより決定するものとする。

- 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 前3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給）

第6条 給料は、その月の20日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日）に、その月の月額を全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給その他により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第35条第1項第1号の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第7条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境、その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に指定するものに

ついて、その特殊性に基づき支給することができる。

- 2 前項の管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額¹の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額²は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額³は、前項の規定にかかわらず、6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養

親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級以上職員以外のものが8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

- 2 前項に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.7を乗じて得た額を基準とする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人又は静岡県が設置する公舎を貸与され使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(法人又は県が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる者として理事長が別に定める者。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額25,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した金額
 - イ 月額25,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を13,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するも

のとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円））

区分	基準額	加算額
自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円	原動機付きの自動車等の片道の使用距離の3キロメートルを超える部分（1キロメートル未満の端数は、切り捨てる。）について1キロメートルにつき175円（自動車（2輪のものを除く。）を使用する部分については、570円）
自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円	
自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上20キロメートル未満である職員	5,300円	
自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上である職員	5,800円	

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（理事長が別に定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）
- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交

通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、その者の住居と当該住居の最寄りの駅（理事長が別に定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務事業場と当該勤務事業場の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務事業場側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（理事長が別に定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額（その額が3,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ 勤務事業場側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間とする。第16条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

第14条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、又は同条同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合においては、理事長が別に定めるところにより、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

2 職員は、前項に掲げる変更により前条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

第15条 通勤手当の支給は、職員に新たに第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときには、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を決定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第16条 第13条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

第17条 勤務所を異にする異動又は在勤する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

(入試手当)

第18条の2 職員が入試業務に従事することを命ぜられた場合には、その従事した業務の内容、日数及び時間等に応じて当該職員に入試手当を支給することができる。

- 2 入試手当の支給対象となる業務内容、支給額その他入試手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 就業規則第35条第1項第1号及び第2号に規定する休日（就業規則第36条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「祝日法による休日等」という。）である場合。
- (2) 就業規則第35条第1項第3号に規定する年末年始の休日（就業規則第36条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「年末年始の休日等」という。）である場合
- (3) 休暇による場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のうち理事長が別に定める場合

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間（就業規則第31条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第36条の規定により、あらかじめ就業規則第31条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の

正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する1時間当たりの給与額の100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第19条の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第8条第1項の規定に基づく理事長が別に指定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要、その他の業務の運営の必要により、就業規則第35条第1項第1号から第3号の規定による週休日又は祝日法による休日等(次項において「週休日等」という。)若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職

員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

第25条 第20条から第22条の規定は、第8条第1項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（次条、第28条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。これらの基準前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第30条第7項の規定を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（管理または監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定める職員（第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額

並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

- 4 給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第68条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条の規定により解雇した職員（就業規則第23条第1項第8号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する県民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現

に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各号に規定するもののほか、一時停止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、第1項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第27条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第2項第3号において同じ。）から」と読み替えるものとする。

(退職者の給与)

- 第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、

若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号から第5号で定める事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第14条第1項各号の規定により休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第31条 公立大学法人静岡文化芸術大学職員育児及び介護休業規程（以下「育児介護休業規程」という。）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあつては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として理事長が別に定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児介護休業規程第16条の規定により、育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児介護休業規程第16条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第31条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (6) 育児短時間勤務職員の第20条第1項の規定の適用については、第20条第1項第1号中「100分の125」を「100分の125とする。ただし、育児等短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務時間とその正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」と読み替えるものとする。
- (7) 前6号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等取得者の給与）

第32条 職員が育児介護休業規程に定めるところにより介護休業等をする場合には、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（派遣等職員の給与）

第33条 静岡県職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成13年12月25日静岡県条例第59号)及び浜松市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年3月26日浜松市条例第35号)により静岡県及び浜松市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、それぞれの条例の定めるところにより、職員の給与に関する条例(昭和28年3月24日静岡県条例第31号)(給与の支給日、入試手当を除く。)又は浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年9月26日浜松市条例第38号)(入試手当を除く。)により算定した額を支給する。

- 2 前項に規定する職員のほか法人以外の団体の職員の身分を有しつつ法人に派遣された職員の給与については、法人と、当該職員が所属する団体との間で締結する協定書による。

（この規程の実施に関し必要な事項）

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第35条 特別の事情によりこの規程によることができないと理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第36条 この規程に定めのない事項については、静岡県の「職員の給与に関する条例（昭和28年3月24日条例第31号）」、「静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）」及びその他の給与関係条例並びに「職員の給与に関する規則（昭和32年9月14日人事委員会規則7-25）」及びその他の給与関係規則等を準用する。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 学校法人静岡文化芸術大学の職員から引き続いて法人の職員となった者のうち、第4条第1項に規定する職員給料表(以下単に「職員給料表」という。)を適用される者(以下「引継職員」という。)のこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者が受けていた学校法人静岡文化芸術大学職員給与規程に規定する職員給料表(以下「学校法人職員給料表」という。)による職務の級及び号給とする。
- 3 引継職員で、その者の給料月額が「学校法人静岡文化芸術大学職員給与規程」の規定により平成18年3月31日に受けていた給料月額に100分の99.55を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、この規程による給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、学校法人職員給料表と職員給料表は同一の給料表とみなす。

一部改正[平成22年12月1日、平成23年12月1日、平成25年3月6日]

- 4 前項に規定する職員以外の職員について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以後最初に行われる引継職員に係る第5条第3項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの学校法人静岡文化芸術大学における当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。
- 6 平成22年6月1日を基準日とする引継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第26条第2項又は第29条第1項の規定の適用については、施行日の前日までの学校法人静岡文化芸術大学における当該職員の在職期間又は勤務成績は、第26条第2項の在職期間又は第29条第1項の勤務成績とみなす。
- 7 当分の間、別表の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、

その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一部改正[平成22年12月1日、平成26年12月10日、平成28年12月 日]

8 前項の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第26条第2項及び第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第29条第2項中「100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）」とあるのは「100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）」と読み替えるものとする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期期末手当」という。）の額は、改正後の第26条第2項から第5項まで若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期期末手当は支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.60を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給しなかった期間、その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月1日に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.60を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期期末手当」という。）の額は、第26条第2項から第5項まで若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若し

くは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期期末手当の額（以

職務の級	号 給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から76号給まで
3 級	1号給から60号給まで
4 級	1号給から44号給まで
5 級	1号給から36号給まで
6 級	1号給から28号給まで
7 級	1号給から16号給まで
8 級	1号給から4号給まで

下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に、職員以外の者又は、職員であって適用される職務の級及び号給が次の表の職務

の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（この規程（平成22年4月1日施行）附則第3項及び第4項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

この改正は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年9月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 この改正規程の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する

- 。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第26条第4項（職員給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、職員給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員給与規程改正規程（平成27年9月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（平成30年3月31日までの間における扶養手当、地域手当及び単身赴任手当に関する特例）
- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における扶養手当、地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項 第1号	7,500円	7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額
第9条第3項 第1号	12,000円	12,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額
第9条第4項	6,000円	6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額
第11条第2項	100分の3.7	100分の3.7を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第17条第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

（理事長への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成28年3月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適

用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第9条第3項</p>	<p>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円</p>	<p>前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）</p>
---------------	--	---

第10条第1項	扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
第10条第1項第1号	場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第10条第1項	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第10条第2項	扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場	なった日

	合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日	死亡した日
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶

		養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第10条第3項第2号	扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号	、同項第2号
第10条第1項	扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第10条第1項第1号	場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備する	場合

	に至った者がある場合を除く。)	
第10条第1項 第2号	場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	場合
第10条第2項	扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日	死亡した日
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第10条第3項 第2号	扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第9条第1項ただし書並びに第10条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（
--------	---------------	----------------------------------

		以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)
	が8級	が8级以上
	8級職員	8级以上職員
	前項第2号	同項第2号
第10条第1項	扶養親族（9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9级以上職員から9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第10条第1項第1号	場合（9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第10条第1項第2号	場合及び9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	場合
第10条第2項	扶養親族（9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、9级以上職員から9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9级以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、9级以上職員以外の職員から9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る	死亡した日

	ものがないときはその職員が9級以上職員となった日	
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第10条第3項 第2号	扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第10条第3項 第4号	8級職員が8級職員及び9級以上職員	8級以上職員が8級以上職員
第10条第3項 第6号	8級職員及び9級以上職員	8級以上職員
	が8級職員	が8級以上職員

(委任)

- 5 附則第2項から前項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年 月 日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表(第4条関連)

職 員 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		

別表(第4条関連)

職 員 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					

別表(第4条関連)

職 員 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600	381,500	393,300					
95		295,200	343,100	381,900	393,600					
96		295,600	343,500	382,300	393,800					
97		295,800	343,700	382,600	394,000					
98		296,100	344,100	383,100	394,300					
99		296,500	344,500	383,500	394,600					
100		296,900	344,800	383,900	394,800					
101		297,100	345,100	384,200	395,000					
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								